

制 動 装 置 ・ 安 全 装 置	令 第 1 2 9 条 の 1 0 第 1 項	平 1 2 建 告 示 第 1 4 2 3 号	第1第一号	頂部すき間	イの表を適用	cm 以上		
					口の計算式を適用	cm 以上		
				ピット深さ	イの表を適用	cm 以上		
					イのただし書を適用	cm 以上		
			第2第一号	(出入口への自動停止・操縦器の自動復帰構造)				
			第2第二号	過速度検出装置(機械式調速機・電気式調速機)	スイッチ作動速度	m/分		
			第2第三号	電磁ブレーキ(ディスク式・ドラム式・その他)				
			第2第四号	非常止め装置(調速機式・スラックケーブル式)		調速機作動速度	m/分	
				(次第ぎき式・早ぎき式)				
				釣合おもりに非常止め装置を設ける対応		有・無		
			第2第五号	非常止め装置(調速機式・スラックケーブル式)		調速機作動速度	m/分	
				(次第ぎき式・早ぎき式)				
			第2第六号	ディレクショナルリミットスイッチ(終点スイッチ)及びファイナルリミットスイッチ(行き過ぎ制限スイッチ)				
			第2第六号	緩衝器	かご側	ばね式	行程	cm ≥ cm
						油入り式	行程	cm ≥ cm
					おもり側	ばね式	行程	cm ≥ cm
						油入り式	行程	cm ≥ cm
第2第七号	スラックロープスイッチ(巻胴式エレベーターの場合)			非該当・有				
令第129条の10第2項第二号	頂部保守時安全距離確保装置			有・無				
令第129条の10第3項第一号	戸開走行保護装置			有・無 (国土交通大臣認定番号：備考欄参照)				
令第129条の10第3項第二号 平20国交告第1536号第2	地震時管制運転装置			有(P波・S波)・無				
	予備電源			有(停電時自動着床装置, 自家発)・無				
令第129条の10第3項第三号	連絡装置(インターホン)			有(設置場所：)				
令第129条の10第3項第四号イ	過荷重検出装置(積載荷重の110%以下)			有・無				
令第129条の10第3項第四号ロ	停電灯(床面 1 lx以上)			有・無				
制 御 装 置	令 第 1 2 9 条 の 8	平12建告第1429号	第1第一号	保持力	%以上			
				床合わせ補正装置	有・無			
			第1第二号	かご戸及び乗場戸のドアスイッチ			有	
			第1第三号イ	戸開走行防止装置			有	
			第1第三号ロ	施錠装置のインターロック				
			第1第四号	かご内・かご上で動力を切ることができる装置			有	
管制運転装置	火災、自家発、停電時自動着床装置							
備 考	<p>本認定型式を構成する構造等は、下記の国土交通大臣認定品を用いている。</p> <p>[例] 主要な構造部分 認定番号： ○○○○○○ (据え込み式止め金具)</p> <p>制動装置 認定番号： △△△△△△ (終端階強制減速装置)</p> <p>戸開走行保護装置 認定番号： □□□□□□</p>							